

岡山県農業経営基盤強化資金融資要綱

知 事 通 知
制 定 平成 6 年 1 0 月 1 1 日 付 け 農 経 第 6 9 1 号
最 終 改 正 平成 2 4 年 4 月 6 日 付 け 組 第 4 1 号

第 1 目 的

本要綱は、農業経営基盤強化資金実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）第1に規定する貸付金（以下「農業経営基盤強化資金」という。）を低利で融通することにより、効率的・安定的な経営体の育成に資することを目的とする。

第 2 制度の仕組み

農業経営基盤強化資金について、本要綱に基づき市町村（岡山市を除く。以下同じ。）が借受者に所定の利子助成を行った場合、県は所定の額を市町村に利子助成補助金を交付する。

第 3 補助対象資金

第2の補助金の交付を受けることのできる補助対象の資金は、次のとおりとする。

- 1 平成22年3月31日までに貸付決定が行われた農業経営基盤強化資金。
- 2 平成22年4月23日から平成24年3月31日までの間に貸付決定が行われた農業経営基盤強化資金（①安定化長期資金を除く。②限度額：個人1億円、法人3億円（それぞれ500万円超の資金が対象）で、農業経営基盤強化利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日付け23農営第3536号農林水産事務次官依命通知。以下「利子助成事業実施要綱」という。）に定めるところにより、財団法人農林水産長期金融協会（昭和39年9月15日に財団法人高風会という名称で設立された法人。以下「長期金融協会」という。）から利子助成を受ける資金。

第 4 貸付利率

貸付利率は、平成20年9月30日財務省・農林水産省告示第35号（株式会社日本政策金融公庫法附則第35条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）2に規定するとおりとする。

第 5 対象となる経営改善計画及び貸付対象者等

本要綱の対象となる経営改善計画及び貸付対象者、貸付金の用途及び貸付条件等は、実施要綱第2及び第3並びに株式会社日本政策金融公庫国内金融業務方法書（平成20年10月1日制定）第8条の(1)の規定において定める別表第3の

2に定めるところによる。

第6 融資機関

株式会社日本政策金融公庫又はその受託金融機関（転貸方式の場合には、農業協同組合）とする。

第7 利子助成承認手続き

- 1 利子助成を受けようとする農業者（以下「農業者」という。）は、借受後速やかに農業経営基盤強化資金利子助成承認申請依頼書（様式第1号）に借用証書の写し並びに利子助成承認申請、利子助成金交付申請並びに利子助成金の請求又は請求及び受領に関する権限を融資機関に委任する旨の委任状（様式第2号）を添えて、融資機関に提出するものとする。
- 2 融資機関は、毎月末日に、当月分の農業者からの農業経営基盤強化資金利子助成承認申請依頼書を取りまとめ、農業経営基盤強化資金利子助成承認代理申請書（様式第3号）に、1に定める書類及び償還年次表を添えて、翌月の末日までに市町村長（岡山市長を除く。以下同じ。）に申請するものとする。
- 3 市町村長は、2の農業経営基盤強化資金利子助成承認代理申請書を受理したときは内容を審査し、適当と認めた場合は、速やかに農業経営基盤強化資金利子助成承認書（様式第4号）を融資機関に交付するとともに、農業経営基盤強化資金利子助成承認一覧表（様式第5号）を作成し、償還年次表の写しを添えて、県民局を経由して知事に提出するものとする。
- 4 3の農業経営基盤強化資金利子助成承認書の交付を受けた融資機関は、利子助成が承認された旨、農業者に通知するものとする。

第8 その他

1 貸付条件等の変更

(1) 貸付条件等の変更承認申請

ア 融資機関は、利子助成承認のあった貸付案件について次の利子助成金の額の変更を伴う貸付条件等の変更を加えようとするときは、農業経営基盤強化資金貸付条件等変更承認申請書（様式第6号）により、償還年次表を添付して、あらかじめ市町村長の承認を受けなければならない。

なお、融資機関が独自の判断で行った次の(イ)以外の償還条件の緩和に伴う利子助成承認に係る貸付条件等変更承認については、これを認めないものとする。

(ア) 約定償還日の追加や据置期間の短縮等融資残高の減少を伴う貸付条件を変更する場合

(イ) 災害等が発生した場合において、岡山県が融資機関に対して要請した償還条件の緩和措置を適用する場合。

イ 市町村長は、その内容について必要と認めた場合には、変更承認を行い融資機関に交付するとともに、速やかに県民局を経由して承認書等の写しを知事に提出しなければならない。

(2) 貸付条件等の変更届出

ア 融資機関は、利子助成承認のあった貸付案件について前号以外の貸付条件の変更をしたときは、速やかに農業経営基盤強化資金貸付条件等変更届出書（様式第7号）により、市町村長に届出なければならない。

イ 市町村長は、速やかに県民局を經由して届出書の写しを知事に提出しなければならない。

2 特例移動報告書

(1) 融資機関は、貸付金における特例移動（繰上償還、延滞発生、延滞償還、その他）について、農業経営基盤強化資金特例移動報告書（様式第8号）により当月中のものを取りまとめ、償還年次表に変更があるときは同表を添え、翌月の20日までに市町村長に提出しなければならない。

(2) 市町村長は、速やかに県民局を經由して特例移動報告書等の写しを知事に提出しなければならない。

3 市町村の交付要綱等

市町村長は、別紙要綱例を参考に、利子助成金交付要綱等を定めるものとする。

第9 利子助成補助等

1 市町村への利子助成補助

市町村に対する補助は、岡山県農業振興資金利子補給補助金等交付要綱（昭和53年1月28日付け農指第1185号知事通知）に定めるところによるものとする。

2 利子助成率

(1) 平成22年3月31日までに貸付決定が行われた農業経営基盤強化資金

農業経営基盤強化資金貸付時の農業経営基盤強化資金及び農業経営改善促進資金の金利水準に関する取扱要領（平成6年6月29日付け6農経A第666号農林水産省経済局長通知）に規定する実質金利水準を実現するため、市町村が行う利子助成率の2分の1に相当する率以内とする。

(2) 平成22年4月23日から平成24年3月31日までの間に貸付決定が行われた農業経営基盤強化資金

農業経営基盤強化資金貸付時の実施要綱第3の4に規定する貸付利率を0%に引き下げるのに必要な額の5分の1に相当する額（ただし、貸付利率を0.5%引き下げるのに必要な額を限度とする。）を市町村が利子助成した場合の利子助成率の2分の1に相当する率以内とする。ただし、補助金交付期間は、貸付当初の5年間とし、それ以後の利子助成補助は行わない。

3 その他

(1) 平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に貸付決定が行われた第3の1の資金（①安定化長期資金を除く。②限度額：個人1億円、法人3億円（それぞれ500万円超の資金が対象））であって平成22年4月1日以降に貸付契約されたものについては、利子助成事業実施要綱に定めるところにより、長期金融協会からの利子助成により、貸付利率が0%に引き下げられる。（利子助成額は、貸付利率を2.0%引き下げるのに必要な額を限度とする。）

ただし、次の場合を除く。

ア (2)又は(3)の要件を満たす資金の場合

イ 平成21年4月1日以降に貸付決定が行われた資金であって、国庫補助事業の補助残融資として本資金を借り入れる場合（以下「補助残融資資金」という。）及び農業経営基盤強化資金の融資の円滑化について(平成10年12月25日付け農経A第1518号経済局長通知)第2に定める措置の適用を受ける場合（以下「円滑化貸付資金」という。）

(2)平成20年11月1日から平成22年3月31日までの間に貸付決定が行われた第3の1の資金（①安定化長期資金を除く。②限度額：個人1億円、法人3億円（それぞれ500万円超の資金が対象））であって平成22年4月1日以降に貸付契約されたものについては、低コスト経営支援利子助成事業実施要綱に定めるところにより、低コスト経営支援基金からの予算の範囲内での利子助成により、貸付利率が0%に引き下げられる。（利子助成額は、貸付利率を2.0%引き下げるのに必要な額を限度とする。）

ただし、次の場合を除く。

ア 雇用創出経営支援利子助成事業実施要綱第3の利子助成金交付事業の適用を受ける場合

イ 補助残融資資金及び円滑化貸付資金

(3)平成21年6月15日から平成22年3月31日までの間に貸付決定が行われた第3の1の資金（①安定化長期資金を除く。②限度額：個人1億円、法人3億円（それぞれ500万円超の資金が対象））であって平成22年4月1日以降に貸付契約されたものについては、雇用創出経営支援利子助成事業実施要綱に定めるところにより、雇用創出経営支援基金からの利子助成により、貸付利率が0%に引き下げられる。（利子助成額は、貸付利率を2.0%引き下げるのに必要な額を限度とする。）

ただし、次の場合を除く。

ア 低コスト経営支援利子助成事業実施要綱第3の利子助成金交付事業の適用を受ける場合

イ 補助残融資資金及び円滑化貸付資金

(4)第3の2の資金については、実施要綱第3の4に規定する貸付利率を0%に引き下げるのに必要な額の5分の4に相当する額（ただし、貸付利率を2.0%引き下げるのに必要な額を限度とし、一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。）を長期金融協会から貸付当初5年間、利子助成が行われる。

ただし、次の場合を除く。

ア 補助残融資資金及び円滑化貸付資金

(5)東北地方太平洋沖地震（以下「地震」という。）が発生した平成23年3月11日から平成25年3月31日までの間に、地震により著しい被害を受けた農業者に貸付決定が行われた本資金については、東日本大震災復旧・復興農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日付け23農営第3536号農林水産事務次官依命通知。以下「復旧・復興利子助成事業実施要綱」という。）に定

めるところにより、実施要綱第3の4に規定する貸付利率を0%に引き下げるのに必要な額（ただし、貸付利率を2.0%引き下げるのに必要な額を限度とする。）を、長期金融協会から、最長18年間（ただし、農業の高度化や地域振興を図り、質的な向上を目指すために融通される場合は、貸付当初5年間）、当該農業者に対して助成が行われる。

ただし、次の場合を除く。

ア 復旧・復興利子助成金等交付事業実施要綱第3の2の(1)のイに規定する間接被災者に融通する実施要綱第3の2の(7)の資金

イ 補助残融資資金(復旧・復興利子助成金等交付事業実施要綱第3の2の(1)のアに規定する直接被災者に東日本大震災農業生産対策交付金実施要綱（平成23年5月2日付け23生産第720号農林水産省事務次官依命通知）に定める事業を対象として融通される場合を除く。）

(6) 人・農地プラン(戸別所得補償経営安定推進事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知）第2に定めるものをいう。)に地域の中心となる経営体をして位置付けられた農業者（人・農地プランに地域の中心となる経営体として位置付けられることが確実であることの証明を市町村から受けた農業者を含む。）若しくは経営再開マスタープラン（地域農業経営再開復興支援事業実施要綱（平成23年11月21日付け23経営第2262号農林水産事務次官依命通知）第2の1に定めるものをいう。）に地域の中心となる経営体として位置付けられた農業者（経営再開マスタープランに地域の中心となる経営体として位置付けられることが確実であることの証明を市町村から受けた農業者を含む。）に対し、平成24年4月6日から平成25年3月31日までの間に貸付決定が行われた本資金（①安定化長期資金を除く。②個人1.5億円、法人5億円）については、利子助成事業実施要綱に定めるところにより、長期金融協会から貸付当初5年間利子助成が行われ、実施要綱第3の4に規定する貸付利率が0%に引き下げられる。（利子助成額は、貸付利率を2.0%引き下げるのに必要な額を限度とする。）

ただし、次の場合を除く。

ア 補助残融資資金及び円滑化貸付資金

- 附 則 (平成 6 年 10 月 11 日付け農経第 691 号)
この要綱は、平成 6 年 10 月 11 日から施行する。
- 附 則 (平成 10 年 6 月 16 日付け農経第 402 号)
この要綱は、平成 10 年 6 月 16 日から適用する。ただし、同日前の利子助成承認に係る融資分については、なお従前の例による。
- 附 則 (平成 10 年 8 月 21 日付け農経第 558 号)
この要綱は、平成 10 年 8 月 21 日から適用する。ただし、同日前の利子助成承認に係る融資分については、なお従前の例による。
- 附 則 (平成 10 年 9 月 18 日付け農経第 597 号)
この要綱は、平成 10 年 9 月 18 日から適用する。ただし、同日前の利子助成承認に係る融資分については、なお従前の例による。
- 附 則 (平成 10 年 10 月 22 日付け農経第 713 号)
この要綱は、平成 10 年 10 月 22 日から適用する。ただし、同日前の利子助成承認に係る融資分については、なお従前の例による。
- 附 則 (平成 10 年 12 月 22 日付け農経第 907 号)
この要綱は、平成 10 年 12 月 22 日から適用する。ただし、同日前の利子助成承認に係る融資分については、なお従前の例による。
- 附 則 (平成 11 年 2 月 3 日付け農経第 1029 号)
この要綱は、平成 11 年 2 月 3 日から適用する。ただし、同日前の利子助成承認に係る融資分については、なお従前の例による。
- 附 則 (平成 12 年 6 月 19 日付け農経第 212 号)
この要綱は、平成 12 年 6 月 19 日から適用する。ただし、同日前の利子助成承認に係る融資分については、なお従前の例による。
- 附 則 (平成 12 年 10 月 10 日付け農経第 427 号)
この要綱は、平成 12 年 9 月 14 日から適用する。ただし、同日前の利子助成承認に係る融資分については、なお従前の例による。
- 附 則 (平成 13 年 2 月 13 日付け組 第 651 号)
この要綱は、平成 13 年 2 月 1 日から適用する。ただし、同日前の利子助成承認に係る融資分については、なお従前の例による。
- 附 則 (平成 13 年 3 月 8 日付け組 第 706 号)
この要綱は、平成 13 年 2 月 26 日から適用する。ただし、同日前の利子助成承認に係る融資分については、なお従前の例による。
- 附 則 (平成 13 年 3 月 28 日付け組 第 752 号)
この要綱は、平成 13 年 3 月 19 日から適用する。ただし、同日前の利子助成承認に係る融資分については、なお従前の例による。
- 附 則 (平成 13 年 4 月 2 日付け組 第 67 号)
この要綱は、平成 13 年 4 月 2 日から適用する。ただし、同日前の利子助成承認に係る融資分については、なお従前の例による。
- 附 則 (平成 14 年 4 月 1 日付け組 第 1 号)
この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。ただし、同日前の利子助成承認に係る融資分については、なお従前の例による。
- 附 則 (平成 14 年 7 月 19 日付け組 第 207 号)
この要綱は、平成 14 年 7 月 19 日から施行する。ただし、同日前の利子助成承認に係る融資分については、なお従前の例による。
- 附 則 (平成 17 年 3 月 25 日付け組 第 525 号)
この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。
- 附 則 (平成 18 年 3 月 31 日付け組 第 524 号)
この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。
- 附 則 (平成 20 年 10 月 15 日付け組 第 242 号)
この要綱は、平成 20 年 10 月 15 日から施行し、改正後の規定は、平成 20 年 10 月 1 日から適用する。
- 附 則 (平成 21 年 3 月 18 日付け組 第 415 号)
1 この要綱は、平成 21 年 3 月 18 日から施行し、改正後の要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。
2 この要綱の適用日前に貸付決定された本資金の補助事業者については、なお従前の例による。
- 附 則 (平成 22 年 4 月 21 日付け組 第 74 号)
この要綱は、平成 22 年 4 月 23 日から施行する。
- 附 則 (平成 23 年 9 月 14 日付け組 第 214 号)
1 この要綱は、平成 23 年 9 月 14 日から施行し、改正後の要綱は、平成 24 年 1 月 1 日から適用する。
2 この要綱の適用日前に貸付決定された本資金の補助事業者については、なお従前の例による。
- 附 則 (平成 24 年 3 月 15 日付け組 第 433 号)
1 この要綱は、平成 24 年 3 月 15 日から適用する。
2 この要綱の適用日前に貸付決定された本資金の補助事業者については、なお従前の例による。
- 附 則 (平成 24 年 4 月 6 日付け組 第 41 号)
この要綱は、平成 24 年 4 月 6 日から適用する。